

全 建 事 発 第 056 号

令和 3 年 7 月 13 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 8 月 24 日付全建事発第 082 号にて「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」通知し周知いただくとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をさせていただいているところですが、最新の知見等を踏まえ、同通達について、別添のとおり、改正した旨、厚生労働省より周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 01_厚生労働省通知文（基安化発 0705 第 1 号）
- ・ 02_別添：令和 2 年 8 月 17 日付け（基安化発 0705 第 1 号）新旧対照表
- ・ 03_参考：厚生労働省通知文（基安化発 0705 第 1 号）（改正後通知）
- ・ 04_周知用チラシ

担当：事業部 八重樫

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

e-mail：jigyo@zenken-net.or.jp